

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成23年12月27日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) キクコーストア鶴住居店 釜石市鶴住居町第5地割33番2ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社キクコーストア
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社キクコーストア
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年7月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,530平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 88台
 - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 53台
- (8) 荷さばき施設の面積 126平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 38立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時（年間5日に限り午前6時）
 - イ 閉店時刻 午後9時45分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後10時まで（年間5日に限り午前6時から午後10時まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後8時まで

2 届出年月日 平成23年12月6日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所